

会津大学短期大学部同窓会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条

本会は会津大学短期大学部同窓会と称する。

(事務局)

第2条

本会は、事務局を会長指定の場所に置く。また、理事会の承認を得て支部及び方部会を置くことが出来る。

(目的)

第3条

本会は、会員相互の親睦を図り、資質を豊かにし、かつ会津大学短期大学部（以下会津短大と称する）の発展に寄与することを目的とする。

第2章 会 員

(会員)

第4条

本会の会員は次の通りとする。

- (1) 正会員 会津短大の卒業生とする。
- (2) 準会員 会津短大の在校生とする。

第3章 機 関

(役員)

第5条

1. 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会長1名
 - (2) 副会長3名以内
 - (3) 事務局長1名
 - (4) 庶務若干名
 - (5) 会計1名
 - (6) 理事30名以内
 - (7) 監事2名
2. 役員会は理事を除く役員をもって構成する。

(任期)

第6条

役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。理事、顧問は無任期とする。

なお、任期途中で役員に就任した場合は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第7条

1. 役員の任務は次のとおり。

(1) 会長

会長は本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長

副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合は、その職務を代行する。

(3) 事務局長

事務局長は、本会の諸事務を処理し、会務に関する書類及び帳簿を管理する。

(4) 庶務

庶務は、事務局長の執行を補佐する。

(5) 会計

会計は本会の会計一切を担当する。

(6) 理事

理事は本会の会務を協議し、事業を推進する。

(7) 監事

監事は、本会の会務及び会計を監査する。

2. 役員（理事を除く）は役員選考委員会において選出し、総会において、出席者の過半数をもって承認される。なお、選考委員は会長が委嘱する。

3. 新任理事は会長により推挙され、理事会で承認し総会にて報告する。

4. 理事・顧問の退任は会長により提案され理事会で承認し総会にて報告する。

(顧問)

第8条

1. 本会に顧問を置くことが出来る。

2. 顧問は、会長が推戴し理事会の承認を得る。

3. 顧問は、会議に出席し、意見を述べる事が出来る。

(会議体及び招集)

第9条

1. 本会の会議は、総会、役員会・理事会とし、招集は会長が行う。

2. 総会は隔年1回8月の第1土曜日に開催し、会務の報告、その他の議事を審議する。

ただし、必要に応じ臨時総会を開くことが出来る。

3. 理事会は、本会の会務一般を司り、必要に応じ会長が招集する

(議決)

第 10 条

1. 会議の全ての議事は、出席者の過半数をもって議決される。
ただし、会則変更については、別に定める。
2. 可否同数の時は、議長が決する。

(評議員)

第 11 条

1. 評議員は、各回卒業生より若干名互選し、これを事務局に報告するものとする。
2. 評議員は、無任期を原則とし、変更が生じた時は事務局に報告する。

(評議員の任務)

第 12 条

評議員の主たる任務は次の通りとする。
会長の要請に基づき、本会活動の支援に関すること。

第 4 章 事 業

(事業)

第 13 条

- 本会は、第 3 条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 会員相互の親睦に関する事業。
 - (2) 会津短大の行う事業に対する支援活動。
 - (3) その他本会の目的達成に必要な事業。

第 5 章 会 計

(収入)

第 14 条

1. 本会の会計は、終身会費、寄付金、その他の収入を以って充当する。
2. 会員は入学時に、原則として終身会費 5, 0 0 0 円を納入するものとする。
3. 本会の会計は、一般会計と特別会計とする。

(予算及び決算)

第 15 条

1. 予算・決算は定期総会に報告するものとする。
2. 決算は、監事の会計監査を受けなければならない。

(会計年度)

第 16 条

本会の会計年度は、7 月 1 日より翌々年 6 月 3 0 日までとする。

(備付け帳簿及び書類)

第 17 条

本会に次の簿冊を備える。

会則、会員名簿、役員名簿、理事名簿、会計関連簿、その他必要な書類

第 6 章 会則変更

(会則の変更)

第 18 条

本会会則の変更は、理事会で承認後総会にて出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって議決とする。

附 則

昭和 3 0 年 1 0 月 3 0 日制定施行

本会則は全面改訂され平成 2 1 年 8 月 1 日より施行する。

平成 2 3 年 8 月 6 日一部改正施行

平成 2 5 年 8 月 3 日一部改正施行

2 0 2 3 年 8 月 5 日一部改正施行